

一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

一般財団法人 福井県産業廃棄物処理公社
理事長 五島 雅彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福井県産業廃棄物処理公社の産業廃棄物最終処分場に係る水質等測定分析委託業務

(2) 委託業務に関する仕様等

「福井県産業廃棄物処理公社の産業廃棄物最終処分場に係る水質等測定分析委託業務入札説明書」(以下「入札説明書」という。)および「福井県産業廃棄物処理公社の産業廃棄物最終処分場に係る水質等測定分析委託業務仕様書」(入札説明書にある別紙資料1、以下「仕様書」という。)による

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札方式

制限付き一般競争入札(事前審査)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること

(4) 計量法(昭和26年法律第207号)第107条の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者であること

(5) 役員(役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む)

が、暴力的組織(計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織)、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと(共同企業体にあつては、構成員の全て)

(6) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する委託業務を遂行する次の条件を満たす者であること

ア 県内に計量法第107条の規定に基づく水質検査等を行う事業所を有すること

イ 過去5年間に県内地方公共団体または県の公社(以下「県内地方公共団体等」という。)発注の水質等測定分析業務の実績を有する者であること

4 入札説明書の交付

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびに、この入札に関する問合せ先は、次のとおりである。

ア 一般財団法人 福井県産業廃棄物処理公社(以下「当公社」という。)

〒910-3131 福井市白方町46字臨海3番地

電話・FAX 0776-85-1228

(2) 入札説明書は、(1) の場所で交付するほか、当公社ホームページで公開する。

5 入札参加資格確認の申請手続および審査結果の通知

(1) 申請手続

ア 提出書類

この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」(入札説明書にある別紙様式 1) に次の書類を添えて提出し、当公社の審査を受けなければならない。なお、当該審査に関して、追加資料の提出、または説明や確認を求める場合がある。

(ア) 会社概要または事業概要

(イ) 県内地方公共団体等発注の水質等測定分析業務の実績を有する事業者であることを証明する書類

イ 提出期限

令和8年3月17日(火)午後4時まで

ウ 提出先

一般財団法人 福井県産業廃棄物処理公社
福井市白方町46字臨海3番地
電話・FAX 0776-85-1228

エ 提出方法

提出期限内に提出先へ直接持参により提出する。

(2) 審査結果の通知

入札参加資格確認の審査結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対して、書面により通知する(令和8年3月18日(水)に入札参加資格確認通知書を発送する予定)。

6 入札書の提出方法および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

「入札書」(入札説明書にある別紙様式2)は、次の(2)に記載する開札日時に開札場所へ持参して提出する。なお、郵送、電報または電送による入札書の提出は認めない。

(2) 開札の日時・場所

ア 日時

令和8年3月25日(水)午前11時

イ 場所

一般財団法人 福井県産業廃棄物処理公社
福井市白方町46字臨海3番地

7 入札および開札

(1) 入札参加者は、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書の内容に疑義があるときは、当公社職員の説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらを理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、「委任状」(入札説明書にある別紙様式第3)を提出しなければならない。

(4) 入札書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 入札者参加者の住所・氏名(法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の氏名)お

よび代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印）

イ 入札参加者が代理人をして入札させるときは、代理人の氏名および代理人印の押印

ウ 業務の名称

エ 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る）

- (5) 入札参加者またはその代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、一度提出した入札書を書換え、変更または取消しすることができない。
- (7) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当公社職員を立ち合わせて行う。
- (8) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。入札回数は初回を合わせて、2回を限度とする。

8 落札者の決定に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) (1) の場合において、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する資格がない者または資格をなくした者のした入札
- (2) 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札者またはその代理人がした2以上の入札
- (4) 2者以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者が連合した入札
- (6) 入札の際、不正の行為をした者の入札
- (7) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (8) 金額を訂正した入札書を提出した入札
- (9) 誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確な入札書を提出した入札
- (10) その他、入札条件に違反した入札

10 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者が、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 入札参加者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を当公社に提出したとき
 - イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登録されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - ウ 過去3年以内に当公社の入札に応札したことがある者
- (2) 入札保証金の納付
 - (1) による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者については、見積もった金額（税込）の100分の5以上の入札保証金を、令和8年3月25日（水）午前10時30分から午前10時45分までの間に納付しなければならない。なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

11 契約保証金に関する事項

契約者は、契約日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。ただし、次に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

ア 過去2年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

1.2 契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、「契約書（案）」（入札説明書にある別紙資料2）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

1.3 その他

- (1) この入札に関する一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨
- (2) 暴力団または暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条の規定により、暴力団または暴力団員等から不当介入を受けたときは、速やかに、所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
イ アにより、所轄の警察署に届け出たときは、その旨を速やかに、当会社に報告しなければならない。なお、アの届出を怠った場合は、契約解除や次年度以降の入札禁止の措置等を講じる場合がある。